

## 第4号様式（第10条関係）

## 会議録（要旨）

会議名	平成24年度第3回国民健康保険運営協議会
開催日時	平成24年12月20日（木）午後1時30分～
開催場所	市議会委員会室（市役所5階）
出席者及び欠席者	<p>出席者：被保険者代表 岡本 皓夫、濱浦 雪代、吉野 満江      保険医代表 三條 治、千竈 学、北條 泰輔、乙幡 和利      公益代表 内野 直樹、川島 哲男、栗原 高明、鈴木 明      被用者保険代表 瀧沢 政視      市側事務局 市民部長、保険年金課長、保険年金課主査、担当</p> <p>欠席者：被保険者代表 田代 芳久</p>
議題	<p>議題</p> <p>(1) 国民健康保険事業財政の健全化における国民健康保険税のあり方について（諮問）      (2) その他</p>
配布資料	<p>資料1 武蔵村山市の財政調整基金について      資料2 平成23年度国民健康保険事業財源の流れ      資料3 武蔵村山市における国保税の減免制度等について      資料4 武蔵村山市における国保財政の健全化に向けた取り組みについて</p>
結論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題（1）については、税率等の改定はやむを得ないと結論に達し、次回に答申書（案）について審議することになった。
審議経過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	<p>(会長) それでは、平成24年度第3回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を開会する。</p> <p>出席委員は11名で定足数に達しているので、本日の会議は有効に成立する。次に会議録署名委員の指名については、武蔵村山市国民健康保険運営協議会規則第12条の規定に基づき、被保険者代表として、濱浦 雪代委員、保険医等代表として、乙幡 和利委員、公益代表として、川島 哲男委員を指名する。</p> <p>それでは、議題1の「諮問事項の検討」であるが、前回に引き続き「国民健康保険事業財政の健全化における国民健康保険税のあり方について」を御審議いただきたい。なお、今後の審議日程については、本日皆様から御意見を伺った上で、次回までに答申案をまとめたいと考えているので、これを踏まえて検証していただきたい。</p> <p>では、前回欠席の委員もいることから、これまでの審議の経緯及び配布資料について事務局から説明をお願いしたい。</p> <p>(市民部長) それでは、今回諮問に至った経緯について説明したい。平成24年11月14日付で「国民健康保険事業財政の健全化における国民健康保険税のあり方について」市長から諮問があった。国民健康保険制度は地域住民の医療を確保する制度として、将来に渡り持続可能なものとしていかなければならない。しかしながら、現在国保財政は、極めて厳しい状況が続いており、一般会計からの多額の繰り入れを行って財源の充当を行っているところである。この一般会計からの多額の繰り入れは、国保の被保険者以外の市</p>

民の方々との公平さに鑑み、繰入額の抑制が課題となっている。本市としても事業運営に努力するところであるが、被保険者にも応分の負担をいただかなければならないと考えている。そこで、国民健康保険事業財政の健全な運営を図るため、また、本市全ての市民の視点に立ち公平・公正な応分の国民健康保険税のあり方につきまして、御検討、御協議いただきたく今回の諮問に至ったものである。

なお、資料については、保険年金課長より説明いたさせる。

(保険年金課長) ~配布資料1から4を説明~

(会長) 資料1から4、追加資料の説明が終わった。これについて、質疑があれば、お受けしたい。

(委員) 平成22年度から医療費が3億円ほど増えているが、原因を教えていただきたい。

(保険年金課長) 平成22年度については、前年度と比較して、3億8千700万円増えている。これは、診療報酬の改定によるものと考えている。また、他市についても同様に増えている。

(委員) 健保においても、4%程度増えている。通常の2倍程度の増であった。

(委員) 後発医薬品の普及・促進の資料の中で、具体的な数値が示されていないが、差額通知を出してどの程度の効果があったか数字は出ていないのか。

(保険年金課長) 経済効果としては、10%程度の効果があると国保連合会で試算しているが、具体的な数値については、資料がなくお示しできない。

(委員) いつ頃その効果が分かるのか。

(保険年金課長) 国保連合会で効果の検証を進めているので、来年の3月頃には、具体的な数値についてお示しできると思う。

(委員) 今回配られた資料で7・5・2割の軽減について説明があるが、均等割及び平等割のみが対象で資産割には適用されないのか。また、国保の減免制度において、「世帯主、又は同一の世帯員が疾病にかかり、又は負傷したことにより著しく収入が減少、もしくは医療費が大幅に増加したとき」とあるが、再入院した場合及び長期の入院をした場合はこの減免の対象となるのか。

(保険年金課長) 1点目の7・5・2割の軽減については、保険基盤安定事業の位置づけであり、資産割は対象としていない。

(保険年金課主査) 2点目の疾病に係る減免であるが、申請が出てきた時点において、税の支払いが困難な状況が認められれば、該当年度の全期分について減免を行う。翌年度に再度疾病に罹り、税の支払いが困難な状況が認められれば、申請を受け付け減免を行う。ただし、疾病の状況が継続されることにより、税の支払いが困難な状況となると、恒常的に収入がない状況のた

め、7・5・2割の軽減措置に移行される。なお、疾病による減免と7・5・2割の軽減措置の併用は行っていない。

(委員) 平成22年度から柔道整復療養費の二次点検を行っているが、その効果はどのようにになっているのか。

(保険年金課主査) 現段階においては、多部位及び頻回受診等の問題個所の抽出を行っている状況である。抽出された申請を基に実際に療養を受けていた方に聴き取り調査を行った経緯はあるが、具体的な効果についてはお示しできない。なお、平成25年度からこの抽出を基に、療養を受けている方に調査票を送付し、実態把握に努めたいと考えている。

(委員) 減免制度については、市において決めるのか国において定めるのか。

(保険年金課長) 減免制度については、市の条例等で定めている。

(委員) 多くの方が軽減措置を受けているがその金額はいくらくらいか。また、税率を決める考え方についてもこの軽減分を含めているのか。

(保険年金課長) 1点目については、資料を用意し後ほどお答えする。2点目については、保険税の算定においては、軽減を含め算定している。

(委員) 市の財政調整基金は資料によると右肩下がりの状況で非常に少なくなってきた。他の基金もあると思うが全体ではどのくらいか分かれば教えていただきたい。また、起債については他市に比べどの様な状況なのか。

(保険年金課長) 各基金は目的別のもので、他の基金を組み替えるのは、それなりの手続きを踏まなければならない。また、公債费率は他市と比べ高くないものと認識している。

(委員) 平成23年度に3億5千万円の起債を行っているが、以前にもこのようなことはあったのか。

(保険年金課長) 本市では、平成23年度に起債を行ったことが初めてであり、繰上充用のについても同様である。

(委員) 平成23年度決算において、起債を見込まなかったとする、一般会計からの繰入れは15億近くなつたということか。

(保険年金課長) そうである。

(委員) 平成24年度においても同様な事態と考えると、財政調整交付金を取り崩したとしても、財源が不足するほど、市の財政が圧迫されているということか。

(保険年金課長) そうである。

(保険年金課主査) 先ほどお答えできなかった7・5・2割軽減の金額についてであるが、平成23年度決算の軽減合計額は132,604千円であ

る。

(委員) 本市の所得割は他市に比べて高い方であるが、均等割、平等割は低い。低所得者にとっては、どの方向性がよろしいのか。

(保険年金課長) 応能割、応益割の考え方であると思うが、低所得者にとっては、応能割のウェイトが高いほうが有利と考える。現在の率は、応能割52.82%対応益割47.18%となっており、低所得者にとっては有利な状況である。

(保険年金課長) 先ほどお答えできなかった基金についてであるが、現在市では24の基金をもっており、それぞれ目的を持って設置されている。このため、各基金を財政調整基金に算入することは困難な状況と考える。

また、本市の公債費率については、平成23度決算では5.8%となっている。

(会長) 他に質問がないようであれば、保険税の改定についての賛否について皆様の意見を伺いたい。また、改定するのであればどの様な改定パターンで行うかといった方向で審議を進めたい。今までの説明の中で、市の財政及び国保財政が厳しい状況にあるということは理解できたと思う。そこで順番に各委員の意見を伺いたい。

(委員) 本市は他市と比較して医療費は高く税収は低い状況にあり、負担率が低い状況を考慮すると値上げはやむを得ないと思う。ただし、他市の改定状況をみると、資産割に関しては減らしている方向にあり、資産があるというだけでは、税負担の支払い能力があるとはいえない。市外に所有している資産については課税されないといった不公平感もあるため、バランスの良い課税方法を考慮する必要がある。また、財政調整基金以外の基金の活用についても方法はあると思う。これらのこと踏まえてもある程度の負担増値上げはやむを得ないと思う。

(委員) 国民皆保険制度の持続可能のものにするということ及び国保以外の方たちにも一般会計繰入れによって負担を強いている状況もあり、他市もこの数年間値上げを行い苦しんできていることなどを考慮すると、値上げはやむを得ないと思う。

(委員) 国保の加入者には、低所得者が多いこと又、国保加入者以外の負担も大きいことも良くわかった。現在の市の状況から考えると値上げはやむなしと思う。

(委員) 諸般の状況からも、負担の増はやむを得ないと思う。

(委員) 高齢化社会ということで、これから支出は増える一方だと思う。ある程度国保財政も充足していかなければならぬため、値上げは仕方がないと思う。各市も財政が疲弊していると思うが、都は財源があるので、国保財政にもう少し補助を行ってもらうなどの要望は行政で行っていただきたい。

(委員) 色々な減免制度が充実していることが良く分かった。この減免制度を十分把握した上で、国保税の値上げはやむを得ないと思う。減免制度を十

分周知すれば、収納率も上がると思う。

(委員) 配布された資料だけでいえば、値上げをしたくはないが、値上げはやむを得ないと思う。しかしながら、今後更に段々と上がっていくことが心配である。

(委員) 国保をどう維持するかという問題であり、市や国保以外の市民の立場に立てば、値上げは仕方がないといえる。一方で、被保険者の立場に立つと現状でも生活が厳しいのに値上げをしてよいのかという疑問は残る。市に余力があるのか、被保険者に余力があるのかといえば、市に頑張ってもらいたい気はする。また、資産割については、高いことは問題だと思う。

(委員) 現在の市の状況及び国保財政の状況から考えると値上げはやむを得ないと思う。

(委員) 市財政については、余力があるのか否か配布された資料では良く分からないが、被保険者の立場でいえば、現状でも苦しいと思う。また、都や国に対しても強く要望を行うことやレセプトのチェックなど厳しく行うなど、市として出来ることをまずやっていただきたい。ただ、市の現状からは値上げは仕方ないと思う。

(委員) 私共の健保組合も今年、保険料率の引き上げお願いした。医療費は診療報酬の改定がなくても毎年3%程度上がっている。現状では医療を使う人が支払うことは原則と考える。ただ、私たちは国保加入者ではないので、国保税は支払っていないが、市税が投入されているということは、ここでも保険料を払っていることになる。このような仕組みが容認されてきたこと自体おかしなことだと思う。これを契機に医療費の増をどう抑えるのかということや歳入の面で、税の軽減が一時的な収入の落ち込みであればいたしかたないが、恒常的な軽減とならないようにすることなどを含め、保険税率を適正化するということで、値上げについては賛成である。

(会長) 今まで、皆様から御意見が出たように市の財源からも改定はやむを得ないと思う。また、収納率の向上やジェネリックの促進など色々な課題を再度良く見直していくことが必要と思う。

皆様方からはそれぞれ御意見が出たが、概ね皆様の御意見は改定やむなしといった方向だが、そのようなことでよろしいか。

～各委員からの異議、意見なし～

(会長) 改定する方向については、御了解いただいた。次にどの様なパターンで改定を行うべきかであるが、最近東大和市が改定を行ったという話を聞いたが、情報があれば教えていただきたい。

(保険年金課長) 新聞報道等で、12月議会で議決され、全体で13.2%増の改定を行うとのことで、保険税額として一人あたり約11,600円の増とのことである。また、来年度に改定を行う予定の市は、多摩26市で7市ほどあると聞いています。

(会長) それでは、どの様な内容で改定を行うか、皆様の御意見を順番に伺いたい。

(委員) 改定の内容は例が示されているが、ここでは判断が難しい。もう少し事務局で案を練ってほしい。なお、資産割については、本市は飛び抜けて高いので、その点もう少し考慮していただきたい。

(委員) 国保の加入世帯が所得300万円以下の世帯が多いということ、滞納状況を見ても低所得者が多いということを考慮すると、低所得者に有利な改定内容の方がいいのではと思う。また、資産割については、不公平感があるため、手を入れるべきだと思う。市が努力すべきところは、しっかりしていただいて一番良い方法が良いと思う。

(委員) なるべく負担の増を抑えていただきたいと思う。

(保険年金課長) 皆様の御意見いただいた上で、25市の平均を捉え、改定パターンを3つ皆様にお示ししている。色々な組み合わせはあると思うが全ての試算は困難な面もある。お示ししている案は、税の改定率など事務局で検討した結果であるので、ご検討いただきたい。

(委員) この中ではパターン2が良いと思う。

(委員) 改定するということは、総額で国保の収入を増やすことになるので、資産割を減らせば、他の均等割を増やすことになることはやむを得ない。税の軽減を行えば国保財政のどのような影響があるのかよくわからないが次回以降にこのあたりについて教えてほしい。

(委員) もう少し改定パターンを考えていただき検討したい。お示ししていただいた3つのパターンでは、医療分はあまり変わらないが、後期高齢者支援金分と介護納付金分がだいぶ上がってくることになると思う。これは、過去5年間近く税の改定を行ってこなかったため、他市と差がついてしまい、他市に近づけるためこの部分の改定を行うのかその辺を含め説明していただきたい。

(保険年金課長) 後期高齢者支援金分及び介護分については、徴収した税を他の制度の拠出金として支出する訳であるが、税の収入が拠出金の半分にも満たない状況である。他市の場合は、拠出する分については、税として徴収する考えである。

(委員) 資産割を下げるということと、一般会計からの繰入額を出来るだけ少なくするような大胆な改定を行っていただきたい。

(委員) 受益者負担がある程度必要であると思う。それには、支払える能力によって負担の程度が変わってくるのは当然だと思う。どの程度支払えるのか考えていただきたい。一律に上げるのではなく上げられる部分とそうでない部分を考えて改定を行ってほしい。

(委員) 税金は応能負担が原則だと思う。国保に関しては資産割が応能負担に入っていることが問題だと思う。値上げをするとしても、上限の引き上げの可能性はあると思う。また、示されているシュミレーションに関しては、後期高齢、介護分は現行の1.5倍や各市の平均との改定パターン等があるが、武蔵村山市がどういう状況かといえば、身体障害者の割合は26市中3位、生活保護の受給者は26市中2位、一人当たりの給与収入の平均は26

市中26位、失業者の割合は26市中6位である。このような状況の中で、各市の平均をとることが、妥当なのかどうか見直す必要がある。他の委員も言われたが無理のない形での金額の設定をぜひ考えていただきたい。

(委員) 事務局の方で3つの改定案を考えていただいたが、資産割をもう少し下げた場合、他の部分にどういった影響があるのかなどのシミュレーションを示していただければよい。

(保険年金課長) 資産割を5%程度下げるとき、2千万程度の影響がある。

(委員) 安易に25市の平均をとるのではなく、市の実情に合わせた改定、低所得者等に配慮した改定をお願いしたい。もう少し煮詰めたパターンを提示していただいた上で議論したい。

(委員) 後期高齢者支援金でいえば、制度の開始当時に比べ拠出が一人当たり36,000円位であったものが、今50,000円程になっている。その間税率を変えないということは、支払いは増えていくのに、収入の部分の配慮がなかったことになる。本来は、毎年改定すべきものと思う。介護分については、拠出金の払う金額が毎年度支払基金から提示されるので、これも毎年改定すべきものと思う。全体の中でどこの世代にどの様に配慮するのか等によって改定の考えはおのずと決まってくると思う。

(会長) 改定は難しい問題であるが、特に資産割については不合理な面もあるので見直しが必要だと思う。市の現状も他市に比べ厳しいことも理解できる。中々結論を出すことは難しいが、ここで10分程度の休憩を入れたいと思う。

～休憩～

(会長) 会議を再開する。皆様から改定の内容について御意見を伺ったが、ここで結論を出すことは困難な状況だと思う。そこで、皆様の今までの御意見を尊重しながら、次回までに答申の原案を私と事務局とで協議、作成してお示しし、その答申案について次回御意見を伺い精査する方向といたしたいがどうか。

～各委員からの異議、意見なし～

(委員) 事前に案の配布はあるのか。

(保険年金課長) 次回開催の数日前には、お届けする。

(会長) では、次回は、答申案について御意見を伺い精査する方向といたしたい。次に議題(2)のその他について、事務局から何かあるか。

(事務局) 特になし。

(会長) これで、平成25年度第3回武藏村山市国民健康保険運営協議会を閉会する。

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由（ ）	傍聴者： 0 人
-----------------	--	----------

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： ） <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等： ）
------------------	---

庶務担当課	市民部 保険年金課（内線：132）
-------	-------------------